

東京高裁令和6年9月26日判決の 納税者代理人解説

～整備法に基づく移行法人の有価証券の譲渡原価及び減価償却資産の償却費に関して、租税法令の文理に忠実な法解釈を示し、課税処分を取り消した事例～

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 **加藤新太郎**
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 **仲谷栄一郎**
法律事務所Y Cube 弁護士 **川添文彬**

1. はじめに

(1) 本稿の目的
東京高裁令和6年9月26日判決（金融・商事判例1709号8頁。以下「本判決」という。永谷典雄裁判長）は、公益法人制度改革により、特例民法法人¹が一般財団法人に移行した²後の事業年度における、有価証券の帳簿価額³及び減価償却資産の取得価額⁴の解釈に関し、理論的にも実務的にも重要な司法判断を下した（以下、整備法に基づく移行後の一般財団法人を「移行法人」という）。本判決は、東京地裁令和5年2月17日判決（判時2596号21頁。以下「原判決」という。鎌野真敬裁判長）⁵を基本的に維持して課税処分

を取り消したものであり、上訴されることなく確定した。本件は、公益法人制度改革の時期に発生した事案であるが、他の類似の状況にも影響する、より一般的な論点を含むものである。
もっとも、本件に関連する公益法人制度改革の趣旨・関連する法令（私法及び租税法）の内容は複雑であるため、本判決及び原判決だけを読んで、本判決の本質、論点及び意義を的確に把握することにはいささか労力を要するかもしれない。そこで、納税者代理人を務めた筆者らにおいて、本判決の理解を容易にすることを目的として、本稿を公表する⁶。なお、紙幅の関

¹ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）42条2項。本件では、平成18年改正（平成20年施行）前の民法（以下「旧民法」という。）の規定に基づく財団法人であった法人。
² 整備法45条に基づく移行。
³ 法人税法施行令（以下「施行令」という。）119条の2第1項1号
⁴ 旧定率法を適用する場合の「取得価額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額……を控除した金額）」（施行令48条1項1号イ(2)）。
⁵ 原判決の解説として藤原眞由美「判批」税理67巻3号（2024年）132頁、藤間大順「判批」重判解説令和5年度（ジュリ臨時増刊2024年5月20日号）176頁、匿名解説（判時2596号21頁、判タ1514号144頁）、佐藤香織「判批」税経通信79巻3号（2024年）186頁、中村信行「判批」ジュリ1605号（2025年）150頁、本判決の解説として匿名解説（金融・商事判例1709号8頁）（2025年）、大野直也「判批」ジュリ1608号（2025年）10頁がある。
⁶ 本稿における更正の理由、当事者の主張、概念及び判決内容は、筆者らにおいて調整したものであり、原文を逐語的に引用していないこと、並びに、厳密さを犠牲にして分かりやすさを重視した表現を用いた箇所があることにご留意されたい。